

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名		都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例			
条例番号		平成13年神奈川県条例第63号	法規集	第12編第1章	
所管室課		県土整備局建築住宅部建築指導課			
条例の概要		都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域内における開発行為の許可等について基準を定めた条例である。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、市街化調整区域における開発行為等の許可基準として都市計画法の規定に基づき定めているもので、これまで適用実績もあり、今後も必要不可欠である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、市街化調整区域に係る開発行為等について開発審査会の議を経ずに定型的に処理し許可する基準を定めたものであり、手続の合理化、迅速化に資するものである。そのため、開発審査会の議を経て許可した開発行為等のうち実務の積み重ねがあるものは、定型的なものとして、条例の対象とすることについて検討する必要がある。			【改正検討条文】 第2条第5号(既存宅地)ほか
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域内における土地利用について許可しても差し支えない開発行為等を限定して認めており、建築物の立地を計画的にコントロールするものとして十分に機能している。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域内の土地利用の整序に資するものであり、「かながわグランドデザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」の次の世代に引き継げる持続可能な県土づくりに寄与するものと認められ、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、都市計画法の規定に基づく条例であり、その内容は法の定め範囲内であるとともに、他の自治体が制定する類似の条例で、違憲あるいは違法とする判決が出されておらず、憲法、法令に抵触しているとは認められない。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理由等 有効性の向上を図るため、条例の改正及び運用の改善を検討する。			